

経済労働委員会記録

開催日時 令和3年12月10日(金) 13:14～16:26

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

小泉 米造 委員長

佐藤 光紀 副委員長

小村 尚己 委員

階戸 幸一 委員

池田 慎久 委員

大国 正博 委員

太田 敦 委員

和田 恵治 委員

中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 塩見 水循環・森林・景観環境部長

谷垣 産業・観光・雇用振興部長

平田 観光局長

乾 食と農の振興部長 ほか、関係職員

傍聴者 5名

議 事

(1) 議案の審査について

議第105号 令和3年度奈良県一般会計補正予算(第6号)

(経済労働委員会所管分)

議第106号 令和3年度奈良県営競輪事業費特別会計補正予算(第2号)

議第122号 なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウスの指定
管理者の指定について

(2) 請願の審査について

請願第8号 生駒平群発電所工事における林地開発許可(2019.11.

1)の取消しを求める請願書

(3) その他

<会議の経過>

○小泉委員長 ただいまから経済労働委員会を開催いたしたいと思います。

なお、佐藤副委員長は、文教くらし委員会での請願の趣旨説明のため遅れるということですので、よろしくお願いいたします。

今定例会においては、密集、密接を避けるため、各委員会室の傍聴人の定員を5人に限定しておりますのでご了承願いたいと思います。

議案に入ります前に、新しく当委員会の委員に選任されました階戸委員より自己紹介をお願いいたします。

○階戸委員 皆さん、こんにちは。10月31日の奈良市・山辺郡選挙区補欠選挙において当選させていただきました階戸幸一でございます。当委員会では、しっかりと今後も勉強させていただき、皆さんと共に頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞご支持、ご指導賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○小泉委員長 次に、階戸委員の席順ですけれども、ただいまの席順でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託されました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申合せにより、付託を受けました議案及び請願の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、付託議案について、水循環・森林・景観環境部長、産業・観光・雇用振興部長、観光局長、食と農の振興部長の順に説明をお願いいたします。

なお、理事者におかれましては、着席にてご説明をお願いします。

○塩見水循環・森林・景観環境部長 私からは、令和3年11月定例県議会提出議案のうち、水循環・森林・景観環境部所管分についてご説明させていただきます。

まず、議第105号、令和3年度奈良県一般会計補正予算(第6号)についてです。

「令和3年11月定例県議会提出予算案の概要」6ページ、「7 その他」、給与改定に伴う減額です。10月の人事委員会からの勧告に基づく給与改定の実施により、減額とな

る9億4,900万円余のうち、水循環・森林・景観環境部所管分としては1,200万円余です。

続きまして、7ページ、繰越明許費についてです。治山事業ですが、災害復旧工事実施予定の地区において、本年7月豪雨により進入路となる林道が通行不能となり、工法の変更が必要となりましたが、その検討に不測の日時を要したため、繰越しをお願いするものです。

○谷垣産業・観光・雇用振興部長 産業・観光・雇用振興部に係る11月定例県議会提出議案についてご説明申し上げます。

「令和3年11月定例県議会提出予算案の概要」6ページ、先ほども説明がございました「7 その他」、給与改定に伴う減額につきましては、人事委員会からの勧告の趣旨にのっとり、給与改定を実施することにより減額となる9億4,900万円余のうち、産業・観光・雇用振興部に関するものは1,200万円余となっています。

続きまして、9ページ、議第106号、令和3年度奈良県営競輪事業費特別会計補正予算（第2号）です。今回の補正予算は、収入です。車券発売金が増加しており、車券払戻金等の歳出予算が12月末頃に超過することが見込まれること、また、その後の開催に対応するため、歳入歳出予算それぞれ89億円の増額をお願いするものです。

○平田観光局長 私からは、観光局所管の令和3年11月定例県議会提出議案のご説明をさせていただきます。

「令和3年11月定例県議会提出予算案の概要」3ページ、「1 新型コロナウイルス感染症対策」、県内宿泊等促進キャンペーン（「いまなら。キャンペーン」）事業です。今年度の「いまなら。キャンペーン」は、12月1日から令和4年2月末まで実施する予定ですが、県内旅行需要の継続的な喚起、県内経済の早期回復の観点から、春の旅行シーズンを含む令和4年3月から6月まで切れ目なく県民を対象とした県内周遊、宿泊等促進キャンペーンを実施してまいりたいと考えております。令和4年3月からのキャンペーン実施に当たっては、今年度中に準備及び実施をする必要があることから、本議会において補正予算として計上させていただき、来年度4月から6月に執行するものについては債務負担行為をお願いするものです。今年度予算として1,800万円、来年度の債務負担行為として2億1,200万円を計上しております。

次に、4ページ、「2 賑わう『都』をつくる」、ガストロノミーツーリズム世界フォーラム開催事業につきましては、国連世界観光機関主催の第7回UNWTOガストロノミ

ーツーリズム世界フォーラムが来年度本県で開催されることがこのたび決定いたしました。この開催に際して、本県が負担する経費を計上するものです。同世界フォーラムの開催は、国内外に本県の食と農の魅力を発信する絶好の機会と考えております。開催に当たりましては、今年度中に委託事業者の選定などの準備を始める必要があることから補正予算として計上させていただき、また、来年度の執行に係る分につきましては、債務負担行為をお願いするものでございます。今年度の補正予算として1,000万円、来年度の債務負担行為として1億9,000万円を計上しております。

続きまして、8ページ、債務負担行為補正の追加の部分です。ただいまご説明した2つの事業に関する債務負担行為について、記載させていただいております。

○乾食と農の振興部長 私からは、引き続き、令和3年11月定例県議会提出予算案のうち、食と農の振興部に係る事項について説明させていただきます。

議第105号、令和3年度奈良県一般会計補正予算（第6号）について、「令和3年11月定例県議会提出補正予算案の概要」6ページ、「7 その他」、先ほどからも出ていますが、給与改定に伴う減額です。このたびの給与改定を実施することによって減額となる9億4,900万円余のうち、食と農の振興部に関するものは2,200万円余となっています。

続きまして、8ページ、債務負担行為の補正です。なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス指定管理事業についてですが、なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウスの運営に必要な指定管理委託料の債務負担行為です。期間は令和4年度から令和8年度末になっています。債務負担の限度額といたしまして1億7,694万1,000円をお願いするものです。

続きまして、「令和3年度一般会計・特別会計補正予算案その他」114ページ、議第122号、なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス指定管理者の指定です。これは、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者の指定について議決をお願いするものです。施設名は、なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス。指定の相手方は、平川商事・アスカ美装共同事業体です。指定の期間につきましては、令和4年9月1日から令和9年3月31日までの4年7か月の間です。

○小泉委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については、後ほど質疑を行いますので、ご了承願います。

ないようですので、これをもって質疑を終わりたいと思います。

続いて、付託議案についての委員の意見を求めたいと思います。

○小村委員 自由民主党会派として、全ての議案に賛成いたします。

○太田委員 先ほどご説明がございましたが、県職員の給与改定に伴う減額が盛り込まれており、国家公務員については人事院が引下げを勧告しましたが、異例のコロナ禍での公務員の給与引下げは、民間の給与引下げにもつながり、地域の経済にも打撃を与えることになることから来年に延期されているということです。奈良県でも、地域への影響が懸念されています。コロナ禍で長時間過密労働となる職場で県民の命を守るために懸命に奮闘していただいている職員の皆さんへの減額は見直すべきと考えます。こうした理由から、今回の議第105号中、当委員会所管分については、日本共産党としては反対したいと思います。議第106号と議第122号については賛成です。

○中村委員 特に問題ございません。

○和田委員 問題ありません。

○階戸委員 問題ないと思います。

○大国委員 全ての議案に賛成いたします。

○小泉委員長 議第105号中、当委員会所管分については、委員より反対の意見がございましたので、起立により採決したいと思います。

議第105号中、当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席ください。

起立多数でございます。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

次に、議第106号及び議第122号については、簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではお諮りいたします。議第106号及び議第122号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしです。よって、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、請願の審査を行いたいと思います。

当委員会に付託を受けました請願第8号、生駒平群発電所工事における林地開発許可（2019.11.1）の取消しを求める請願書については、お手元に配付した資料のとおりであります。

請願第8号については、紹介議員である太田委員に請願の趣旨をご説明願いたいと思います。

なお、説明は着席にてお願いいたします。

○太田委員 要旨と理由につきましては、短い文章ですので、読み上げさせていただきます。

「協栄ソーラーステーション合同会社による平群町櫛原地区の開発申請書の偽装が発覚致しました。

儲けを優先し、住民の安全を軽視する業者の姿勢は到底容認できません。誤った開発許可の取消しを求める請願をいたします。」

理由、「調整池の規模を小さくし、もって経費削減を図るため、放水路の流下能力を過大に見せかける偽装を行った。（水路の勾配、流速、流量の偽装）

このことにより、下流水路での洪水等の危険が増大し、下流住民の安全が著しく脅かされる計画となった。

これらの偽装により、県の判断を誤らしめて取得した開発許可である以上、これを取り消すことが至当と考えます。」

「以上の要旨、理由により、地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。」

先日の代表質問で今井議員、そして、私も過去2回質問させていただき、猪奥議員もこの質問を行っていますので、大体中身については把握していただいているかと思いますが、大規模なメガソーラーの建設が各地で土砂災害などを引き起こしております。平群町では既に許可が下ろされて工事が始まりました。さきに述べたような理由で現在工事が中断しております。10月に行われた応急防災工事の事業説明会で、勾配の偽装を指摘されて工事は停止されているが、もし住民からの指摘がなければそのまま工事を行ったのかとの住民からの質問に、代表者は、そのまま工事を進めたと回答しました。私もこの回答を聞かせていただきました。住民の皆さんは、行政による厳正な処分を要望し、林地開発許可申請の取消しを求めています。どうかご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○小泉委員長 ただいまの説明について、紹介議員に対して質疑があればお願いいたします

す。

○佐藤副委員長 それでは、太田委員にお聞きしたいと思います。

まずは、文教くらし委員会に紹介議員として行っており、遅参しまして、大変失礼いたしました。

それでは、この請願の中で使われている言葉について少しお聞きしたいのです。「偽装」という言葉が出てきているのですが、この言葉を「虚偽記載」と解釈してよろしいのでしょうか。

○太田委員 「虚偽」も「偽装」もそう遠くない言葉であるかと思います。私はそのように判断していただいて、解釈していただいて、結構だと思っております。

○小泉委員長 いいですか。

○佐藤副委員長 はい、結構です。

○小泉委員長 ほかに、太田委員に対してのご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これをもちまして、紹介議員に対する質疑を終わります。

続いて、審査を行います。

質疑があればご発言を願いたいと思います。

○中村委員 さきの本会議で水循環・森林・景観環境部長が答弁されましたが、現在、応急防災工事について、鋭意業者に指導をして、本工事の着手についてはいまだ決めていないということです。このことにつきましては、やはり一旦許可を下ろし、行政指導の過程で進めていくことがよいということで、この案に対しましては、許可を取り消すということにつきましては、反対です。

○池田委員 理事者にお尋ねしたいのですが、森林法第10条の3に監督処分という事項、条文がございます。これに関連して、現在どういう状況にあるのか、改めてご説明いただきたいと思います。

○松田森と人の共生推進課長 現在、事業者により、許可申請書の誤りの箇所、具体的に申し上げますと、下流域の水路勾配及び防災調整池の計画等について調査を行っているところです。この調査の結果を見極めた上で、今後の対応等について県は判断していくものと考えております。

○池田委員 もうしばらく先になるということですか。時期はどれぐらいのめどになるのでしょうか。

○松田森と人の共生推進課長 調査完了する時期の報告等は、まだ業者からいただいていませんが、業者に対しては、できるだけ早い時期に調査して報告するように指示しているところです。

○池田委員 そうしたら、現段階での理事者の考え方を聞きたいのですが、現時点では、この請願書にございます許可の取消しをするという状態にあるのでしょうか、ないのでしょ

うか。

○松田森と人の共生推進課長 現時点では、判断できる状況にないと考えているところ

です。

○池田委員 それは調査結果が出ていないから、判断ができない、できる段階ではないとい

うことですか。現時点では、要は取消しをする状態ではないという理解でいいのでしょ

うか。

○松田森と人の共生推進課長 現時点では、判断できる状態ではないということです。

○池田委員 分かりました。そうしたら、今のご答弁で、先ほどもこの請願書の中身を太

田委員からご説明いただきましたが、「偽装」と頻繁に出てくるわけですが、請願の要旨、理由の中にも出てくるわけですが、現時点でその取消しをするような状態にはないとい

うことならば、これは悪質ではないと私は理解いたしました。

○太田委員 今回、「偽装」という言葉を使わせていただいたのは、本来この計画をつ

くるに当たりまして、一級建築士という国家資格を持った方がこの計画をつくったのですけ

れども、議会の中でもお話しさせていただいたのですが、どこを取っても18%と、本来

は普通あり得ないような数字ということになっております。先ほど県からも答弁いただ

いたのですが、停止を行ったのが6月で、その間、梅雨の時期もあり、本当に大雨が降ると

土砂が流れてくるということもございまして、説明会でもお話があったのですが、雨が降

ったときに一体どうすればいいのかと、非常に困っていらっしゃる、本当に生命、財産が

脅かされているような状況にあると私は認識させていただきました。今、まだその結果も

いつになるか分からないということです。これは一旦許可を取り消していただいて、

もう一度、例えばきちっと、18%というあの勾配ではなくて、本当に計算された計算書

の申請書によってもう一度審査を受けていただく、許可を受けていただくということも必

要かと思いますので、意見として述べさせていただきます。

○大国委員 確認ですが、今回の請願が出ているようなケースについて、大なり小なり、

これまで類似のケースはあったのでしょうか。現在の状況で結構です。こういう何か書類

に不備があって、一旦止めているというケースはあるのでしょうか。

○松田森と人の共生推進課長 森林法に基づく林地開発の許可申請でしたら、今までなかったものと記憶しております。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

ないようでしたら、請願第8号について、採決に入っていきたいと思いますが、その前に委員の意見を求めたいと思います。

○池田委員 自由民主党といたしましては、先ほど質問の中でも触れさせていただきまし
たように、現時点では取消しをする状況にはないという明確な回答を理事者からいただき
ましたので、私どもはこの請願に対しては反対の立場でございます。

○中村委員 自民党奈良の中村です。請願に対しては反対いたします。

○和田委員 創生奈良ではいまだ論議しております。それで、私は現時点で請願に賛成し
ます。

○階戸委員 新政ならといたしまして、以前に猪奥議員からも質問があったと思います。
そして、今、理事者からもいただきましたように、現時点では、まだ判断のしようがない
ということで、現状停止という状況であれば、請願のように一旦これを白紙取消しする
という形を取るべきではないのか。改めて結果が出た上で、再度申請するという形でいい
のではないかと思いますので、請願に対しては賛成いたしたいと思います。

○大国委員 私ども公明党は、反対いたします。

○佐藤副委員長 日本維新の会としては、先ほど虚偽記載という解釈をしてよいという話
と、あわせて、今は停止状況にあります。地域住民との合意形成も含めて、一旦これは
取消しをしたほうが良いと判断していますので、賛成させていただきたいと思
います。

○小泉委員長 それぞれの意見がございましたので、それでは採決したいと思
います。

委員各位より、請願第8号の採決については、不採択の意見がありましたので、これに
ついて起立により採決したいと思います。

それでは、請願第8号を採択することについて、賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

ご着席ください。

採択と不採択の人数が可否同数でございます。よって、委員会条例第12条の規定によ
り、委員長が決することとしたいと思います。

委員長は、ただいまの請願第8号を採択することに反対でございます。よって、請願8

号は不採択といたします。

これをもちまして、請願の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

水循環・森林・景観環境部長から、（仮称）第4次奈良県エネルギービジョンの概要（案）について、産業・観光・雇用振興部長から、「（仮称）奈良県多様な人材の就労促進及び再就職支援に関する条例」の制定について、食と農の振興部長から、奈良県中央卸売市場再整備の基本方針の概要について、報告を行いたいとの申出がありましたので、報告願います。

○塩見水循環・森林・景観環境部長 では、私から、（仮称）第4次奈良県エネルギービジョン素案について説明させていただきます。

それでは、「（仮称）第4次奈良県エネルギービジョンの概要（案）」の1ページ、本ビジョンは、現行ビジョンが本年度で最終年度となることから、これまでの施策を継承しつつ、国における2050年カーボンニュートラル宣言や昨年度策定の奈良県環境総合計画等を踏まえ、「1 ビジョン策定の視点（考え方）」のところですが、脱炭素社会の構築に向けたエネルギー政策という視点を新たに加えました。その他、地域と調和したエネルギーの地産地消、さらなるレジリエンス強化を取組の視点としております。

「2 計画期間」ですが、国のエネルギー基本計画が少なくとも3年ごとに見直しをされるなど、エネルギー政策の方向性は社会情勢に応じて短期間で変化していることから、本ビジョンの計画期間につきましても、これまでと同様に令和4年度から令和6年度の3か年計画とさせていただきます。

「3 基本理念」ですが、本ビジョンでは、「脱炭素を指向し、強靱な社会の構築に向けたエネルギーのかしこい利活用」とし、「4 基本目標」を「再生可能エネルギーによる電力自給率を2024年度までに30%にします」としております。

次に、理念及び目標の実現に向けまして、「Ⅰ 次世代エネルギーの効果的かつ効率的な活用」、「Ⅱ 緊急時のエネルギー対策の推進」、「Ⅲ エネルギーをかしく使うライフスタイルの推進」を3本柱として、施策・事業・関連指標を示しております。「Ⅰ 次世代エネルギーの効果的かつ効率的な活用」についてですが、まず、「（1）木質バイオマス等の利用促進」では、木質バイオマス発電等や熱利用等、地域で生み出すエネルギーを地域に還元し、地域住民と共生できる取組を進めてまいります。「（2）新エネルギーによる地域振興」では、水素発電の導入や大和平野中央スーパーシティ構想において、

地域の脱炭素化と地域活性化に寄与する奈良県版シュタットベルケの検討を進めてまいります。「(3)次世代自動車の普及促進」では、公的部門におけるEV等の低公害車の率先導入や事業所等へのEV、FCV導入支援、FCV試乗会や水素ステーションを活用した普及啓発を実施します。「(4)公的部門における再生可能エネルギーの率先導入」では、再生可能エネルギーの公共施設等への設置や環境に配慮した電力調達に努めます。

次に、「II 緊急時のエネルギー対策の推進」についてです。「(1)再生エネルギー等を活用した緊急時のエネルギー対策」では、避難所や災害拠点となる施設への非常用電源等の導入支援に取り組みます。「(2)家庭・事業所等の自立分散型エネルギーの導入促進」では、蓄電池やエネファーム等、家庭や事業所等での自立分散型エネルギーの導入やネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の導入の支援を行います。「(3)過疎地サービスステーション(SS)対策」として、身近なところにガソリンスタンド等のサービスステーションがない地域の支援を市町村と連携し進めてまいります。

次に、「III エネルギーをかしこく使うライフスタイルの推進」ですが、家庭や事業所での省エネの取組といたしまして、「(1)奈良の省エネスタイルの推進」に向けて、県民への省エネ啓発活動の実施のほか、講演会・研修会等を活用した理解促進を図ってまいります。「(2)エネルギーをかしこく使う取組の推進」では、「①太陽熱を利用したシステム導入への支援」、「②事業所等への省エネ設備等への導入支援」、「③廃棄物を用いた効率的なエネルギー利用の推進」、「④公的部門における省エネルギー設備の率先導入」を行います。「(3)脱炭素社会の構築に向けた人材育成」として、アドバイザーの派遣等を実施いたします。

なお、本ビジョンについては、PDCAサイクルによる進行管理を行い、その成果を市町村、関係機関、団体等と情報共有し、エネルギービジョン推進協議会をはじめ、様々な機会を活用して検討、評価するとともに、広く県民への情報発信に努めてまいります。本案につきましては、今後パブリックコメントを実施し、必要な修正を加えた後、来年2月定例会の経済労働委員会に報告させていただき、3月を目途に策定、公表する予定です。

○谷垣産業・観光・雇用振興部長 「(仮称)奈良県多様な人材の就労促進及び再就職支援に関する条例」の制定についてご説明申し上げます。

資料の1ページ「1.条例制定の背景」です。少子高齢、人口減少社会が急激に進展する中、企業・事業所にとって、働き手の確保は大きな課題であるとともに、県民にとっても、ライフスタイルや適性に応じて自らの望む形態で働き、いきいきと暮らせる地域社会

づくりが求められています。一方で、雇用施策に関しては、様々な法令に基づき、国・地方において多岐にわたる分野での施策が実施されていますが、多様な人材を包摂する「地域雇用」の理念及びその理念に基づく一貫した施策体系が明確になっていない状況です。このため、多様な人材の県内就労の促進及び再就職支援に関する基本理念及び施策体系を明確にし、それぞれの適性に応じた雇用につながるよう、求職者と事業者側の双方に対し、積極的に支援が必要であり、それを条例という形で明文化したいと考えています。

次に、「2. 基本的な考え方と施策展開の柱」についてですが、条例の基本的な考え方として、地域における若者、女性、外国人、高齢者、障害者、出所者などの多様な人材が、ライフスタイルや適性に応じてそれぞれのライフステージで自らの望む形で働き、離職しても学び直してスキルアップし再就職できる地域社会をつくることは、県民生活の安定、向上と地域経済の持続的な発展にとっても最も重要な目標です。そのため、県内の多様な人材の県内就労促進及び再就職の支援を体系的に行う地域雇用政策を、持続的に発展、展開していきたいと考えております。

施策展開の3つの柱として、「1 県内就労促進・再就職支援」、「2 職場定着・離職防止」、「3 人材育成」の3つを掲げ、それぞれその下に記載の具体的取組を位置づけたいと考えています。

2 ページ、現在検討中の条例骨子案です。大きく、総則、基本的施策、その他の措置という組立てにしたいと考えています。

まず、総則ですが、条例の目的として、特に地域雇用における多様な人材の活用を総合的かつ計画的に推進し、離職しても再教育やスキルアップ訓練を受けて県内で再就職し、安心して暮らすことができる社会を目指していきたいと考えております。基本理念については、先ほど申し上げた基本的な考え方と同様の内容を記載しています。県の責務ですが、県内就労促進及び再就職支援に関して、総合的かつ計画的な施策を実施するということとしております。

次に、基本的施策です。先ほど申し上げた施策展開の3つの柱ごとに内容を記載しています。まず1つ目が、多様な人材の適性等に応じた県内就労促進・再就職支援についてです。職業を知る機会の提供による職業選択の支援、就業意識の醸成、ほか記載のとおり柱立てとしています。職場定着・離職防止では、離職を防止するためのインターンシップ等の就職前に職場体験できる仕組みづくりなど、記載の柱として、今、考えています。次に、3つ目の大きな柱の人材育成ですが、実学教育の充実や職業訓練、リカレント教育

の充実など、記載の柱立てにより、そういった内容を盛り込みたいと考えています。

最後に、その他の措置として、国や市町村、関係機関等との連携、協力して雇用施策を推進してまいりたいと考えており、関係機関による協議の場を設け、効果的に取り組む旨を規定したいと考えています。

今後のスケジュールですが、この骨子案を基に、今月中旬よりパブリックコメントを行いたいと考えております。その後、条例案の詳細を詰めまして、次の2月定例会にて条例案を上程させていただきたいと考えています。

○乾食と農の振興部長 私からは、奈良県中央卸売市場再整備の基本方針についてご説明させていただきます。資料は、「奈良県中央卸売市場再整備基本方針の概要について」です。内容の説明に入らせていただく前に、若干経緯を説明させていただきたいと思います。

奈良県中央卸売市場の再整備につきましては、令和3年3月に策定させていただいた奈良県中央卸売市場再整備基本実施プランにおいて、市場エリアと賑わいエリアを段階的に整備することとしていました。しかしながら、その後、両エリアの連携性など一体性をより強化する観点から、両エリアを段階的ではなく、一括で整備することを検討していたところです。今般、奈良県中央卸売市場の審議会である運営協議会での審議、検討を経まして、改めて市場再整備についての新たな方針である奈良県中央卸売市場再整備基本方針を策定いたしましたので、本委員会で説明させていただくものです。

内容についてですが、基本的には、従来の考え方を踏襲しています。大きく変わっていますが、「⑤施設整備の手法」です。先ほども申し上げましたが、市場エリアと賑わいエリアを一括で整備する事業者募集を行うという部分です。その他、主要な項目につきましてご説明させていただきます。

「②卸売機能の高機能化・効率化等」につきましては、施設のコンパクト化や物流動線の整理、コールドチェーン化等によりまして市場機能の高機能化、効率化、衛生管理の徹底化を実現することとしております。また、卸売市場の機能を活用いたしまして、子ども向け食堂を含む農業、水産物の直売、飲食サービスを提供するものとしてございます。

「③華やかで賑わいのある複合拠点の整備」につきましては、フードホールや多目的ホールなどを整備し、食とともに文化・スポーツを楽しむことができる魅力ある施設を整備することとしております。また、「④中央卸売市場を核としたまちづくり・周辺施設等との連携」につきましては、地域に開かれた市場としての魅力を創出するとともに、まほろば健康パークやなら歴史芸術文化村等との広域連携、佐保川沿いの空間を活用した芸術等の

活動を推進することとしています。「⑦市場事業者団体等との協議」についてですが、再整備を円滑に推進するため、県と市場事業者団体等の連携や役割分担等について定めた中央卸売市場再整備に関する基本協定を市場事業者団体と締結することとしています。

今後は、整備内容また整備方式等につきまして、さらなる検討を重ねまして、奈良県中央卸売市場再整備基本実施プランの改定をする予定です。

資料2枚目の基本方針の全文については、長くなりますので、説明は割愛させていただきます。

○小泉委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めた質問があれば、ご発言をお願いいたします。

○池田委員 まず、ただいまご報告をいただきました（仮称）奈良県多様な人材の就労促進及び再就職支援に関する条例の骨子案についてです。総則の中に、「県民、事業者、産業関係団体等に役割」と書いていますが、今回多様な人材ということで対象になるのが、若者、女性、外国人、それから高齢者、障害者、出所者などということです。高齢者あるいは障害を持たれた方、出所された方ということになれば、福祉関連の要素が非常に大きくなるかと思いますので、産業関係団体等と書いてありますが、それに含まれるかとは思いますが、もし書けるならば、産業関係団体に加えて福祉関係団体等ということで明確に表していただければと思います。要望しておきたいと思います。

それでは質問に入りたいと思いますが、2点ございます。

1点は、県産農産物の加工品の販売拡大と販路開拓に向けて、本会議の一般質問でもさせていただいたのですが、県庁バイヤーが質の高い商品を探して、それらを東京新橋にリニューアルした奈良まほろば館などにおいて積極的に販売機会を設けていると伺いました。その県庁バイヤーとは一体どのような人なのか、何者なのかということで、この県庁バイヤーの取組や販売実績など、現れている効果などについてお聞かせいただきたいと思うのです。初めに、県庁バイヤーとはどのような方々なのか。また、県庁バイヤーはどのような役割を担って日々活動されているのか、ご説明いただきたいと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱）

まず、目的としては、県内でいろいろな加工品が作られて販売されていますが、主に県内のみで消費されるものにつきましても、優れた加工品がございます。そういう中で、県庁職員が県庁バイヤーと称して、いわゆる目利きとなり、生産者とともに首都圏での販売力強化、そして、販路拡大を目指していこうとするものです。

県庁バイヤーは県庁職員ですが、本年4月より、豊かな食と農の振興課に男性2名、奈良まほろば館に女性を1名配置しており、計3名がそうした形で業務を推進しているということです。

また、県庁バイヤーと俗に言っているわけですが、そういう形の活動をするということで、そのうちの1名については、昨年に県と連携協定を結んでいるサンクゼール、ここは、久世福商店など全国展開もされていますが、昨年そちらで半年間、研修も積みまして、消費者ニーズの的確な把握や商品企画、また、価格の設定の考え方などを学び、本業務に生かしているという状況です。

具体的にどのような形でやっているかということもご説明させていただきたいと思いますが、県庁バイヤーが県内の農産物直売所を巡り、県内で製造販売されていても、なかなかヒット商品にまで至っていないものや、地域で限定的に販売されている地場商品といったものを発掘してまいります。それを関係職員が試食等も行ったりして、生産者の意向も踏まえつつ選定して、奈良まほろば館でテストマーケティングをするという形です。そういった形で奈良まほろば館でのテストマーケティングの成果や意見などを生産者にもフィードバックして、さらに改良を加えてブラッシュアップして、よりよい商品づくり、販路拡大に努めていくという形で進めております。

○池田委員 そこで、先般、この経済労働委員会でも調査に行かせていただきましたが、東京新橋にリニューアルした奈良まほろば館において、入り口の右側にコーナーがございました。県庁バイヤーの方が探してこられた商品を東京へ持っていき、そして、展示販売をしていくと伺っていますし、奈良まほろば館ではこれまで2回ほどフェアをされたと伺っていますが、そのフェアでの販売実績と、それを踏まえて、先ほどご説明あったように、なかなか地域限定でありあまり広く知られていない、地域ではこれまで十分に日が当たっていない商品が東京へ出たことによってヒットしたという商品もあろうかと思いますが、生産者の方の反応などについてもお聞かせいただければと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱）

池田委員からもお述べのように、奈良まほろば館で県庁バイヤーの選定した商品等を販売しております。入り口付近のコーナーで、「伝えたい奈良のこだわりフェア」という名称で展開しており、オープンした8月と11月の2回実施いたしました。それから、今年度中では2月にも予定をしております。

その実績ですが、8月分につきましては、例えばクラフトコーラ、スパークリングワイ

ン、それからソース類など11アイテムで290点、売上げにして39万円となっております。11月分につきましては、コンフィチュールというジャムのようなもの、それから、ドライフルーツ、ハーブティーなど19アイテムで620点、売上げ27万円という形でした。好評な商品につきましては、奈良まほろば館の運営事業者で引き続き継続販売も行っていただいています。

それから、生産者からの反応としては、首都圏への販売については興味はあったけれども、なかなか具体的な方法、どうやればそういうところで売っていけるかということも分からない中で、こういった新たな販路拡大の機会を与えてもらって大変うれしい、ありがたいというご意見をいただいているところです。

○池田委員 まさに地域で頑張っておられる生産者を、県としてしっかりと支援していく実践事例だろうと思います。本当に素晴らしいことだと思います。

どれぐらいの価格帯でこういったジャンルの商品が割と売れているということが、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱）

どのようなものが好評だったか、ご紹介したいと思います。1回目の8月では、先ほども例に挙げました、大和コーラという、薬草等を入れた地コーラというようなもので、大和トウキ等が入った商品が非常によく売れました。また、古都のあわというイチゴの古都華を使ったワインのようなもの、また、ソース、かけるソースではなくて、パスタや料理に使うような、そういった商品が好評でした。また、有機栽培をした大和茶も好評です。2回目の11月につきましては、昔懐かしいあん玉というお菓子が、素朴なものですが、結構売れたり、奈良県産の様々な果物を使ったコンフィチュールというジャムの類、これは少し小さな小瓶できれいな形で販売されるものですが、こちらも結構売れたという形です。

○池田委員 本当に奈良の食材、原材料を使ったものが東京へ出て行って、日が当たって売れて、ヒットするという好循環になり、今後もヒット商品が生まれるといいと思います。とはいえ、やはり商品は消費者のニーズにもよるので、どんどんブラッシュアップして、よりよい商品をさらによりよくする取組が必要だろうと思いますが、東京の奈良まほろば館での感想や声を受けて、生産者の皆さんにフィードバックをしっかりと、先ほど申しましたように、さらにブラッシュアップして、よりよい商品、例えば買っていただきやすい価格帯や分量の商品にもう一回したり、あるいはラインナップを横に広げたりといっ

たことが、今後、継続的にリピートして買っていただけることにつながるのではないかと
思います。県として生産者に対して、つなぐだけではなく、つないだ後のフォローアップ
をどのようにされているか、お聞かせいただきたいと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱）

生産者へのフォローアップについては、まず、消費者の意見を聞き出すということで、
奈良まほろば館で販売している会場におきまして、県庁バイヤーの職員もしくは奈良まほ
ろば館の運営事業者が、それを買いたい求められるときに、いかがですかといろいろとご意見
を聞いております。例えば無添加の食品が欲しいとか、有機栽培のお茶がこの値段で買え
るのはうれしい、安くておいしい、また、初めて買うには少し量が多いのではないかと
いったご意見などもいただいております。

また、県庁バイヤー自身がそういうことを通じて気づく点もございます。例えばお茶な
どは、一回封を開けても、パックをチャックで閉じられるものにしたほうがいいのか、ま
た、プレゼント用にデザインを変えたほうがいいのか、内容量は少なくした
ほうが売れるといったことを聞き取ったり考えたりして、それらを販売実績とともに生産
者に返すようにしております。その意見等で生産者とともにそれらを改良して、また販売
をしていくということでブラッシュアップにつなげて、さらに首都圏での販売拡大をして
いくということで、今後は商談会などもセッティングするという形で、奈良まほろば館だ
けではなくて、さらに広く販売が拡大していくようにつなげていけたらと思っ
ているところ
です。

○池田委員 ぜひこの取組を継続していただいて、たくさんの生産者の方々が東京へチャ
レンジし、それで、いい評価をいただければ生産意欲の向上にもつながると思
いますので、ぜひこの取組を進めていただいて、好循環が起こるような取組を期待
していますので、よろしくお願ひします。

続きまして、M I C Eの誘致についてです。改めて、このM I C E誘致の奈良県にと
つての意義や目的について、ご説明いただきたいと思ひます。

○福田M I C E推進室長 国際会議を中心とするM I C Eは、一度に大人数が動くだけ
ではなく、一般の観光旅行に比べて参加者の消費額が大きいと言われており、国際
会議の誘致は、その開催による直接的な大きな経済効果が期待できます。さら
に国内外へのP R効果や受入れ、おもてなし環境の改善による観光地としての魅
力向上がその後の外国人観光客誘致につながるなど、地域活性化に大きな意味
を持つと考えております。

○池田委員 今議会でも補正予算で出ている、来年6月開催予定のUNWTO gastroノミーツーリズム世界フォーラムの開催は、本当に素晴らしいことだと思います。もちろんこれまでもMICE誘致の実績はあるのだらうと思いますが、奈良県の取組として今回の大きな世界会議の開催が決まったことは、よかったと思っております。こういった会議をはじめ、今、MICE誘致が奈良にとってどれだけ大切なのかというご説明、ご答弁があったと思いますが、やはりこれまで会議ができる大きな会場がなかったというところで、奈良県コンベンションセンターができたことは、MICE誘致に向けては大きな推進力になっていると思います。

奈良県コンベンションセンター開館後、コロナ禍が続いており、なかなか大きな会議が誘致できていない状況にあるかと思いますが、この開館後の会議の開催状況について教えていただきたいのです。例えば件数、人数、どれぐらいの規模の会議があった、もし紹介していただけるならば、どのような会議があったのか。また、一方で、先ほど申しましたように、ずっとコロナ禍で大きな集会在中止や延期になっているケースが多いと思いますので、そういった中止、延期になった会議の数なども、もし分かるようでしたらお教えいただきたいのです。

○福田MICE推進室長 奈良県コンベンションセンターは、令和2年4月の開館後、新型コロナウイルスの影響により厳しい状況のスタートとなりましたが、令和2年度の開催実績件数は598件です。そのうち1,500人を超える大規模なものは3件、500人から1,500人規模は16件、500人未満のものは558件でした。

なお、新型コロナウイルス感染症を理由とする予約キャンセルは185件に上りました。

開催されたもののうち代表的な会議としては、日本老年泌尿器科学会や日本神経外科学会近畿地方会などの医学系学会、 gastroノミーツーリズム国際シンポジウムなどがございます。

また、令和3年度につきましては、11月末時点の開催実績件数は607件、12月以降の仮予約と合わせますと、令和3年度の開催件数は848件となる見込みです。

なお、新型コロナウイルス感染症を理由とする予約キャンセルは58件となっております。

開催されたもののうち代表的な会議としては、日本自治体病院学会、日本股関節学会学術集会、日本皮膚科学会中部支部学術集会など、医学系学会が多く開催されています。

○池田委員 コロナ禍でこの2年間はなかなか厳しい運営かと思っていまして、今、ご

紹介ありましたように、1,500人以上の会議が3件、トータルで598件で、今年度については、これからの開催予定分も合わせて848件。コロナ禍でも着実に数字が伸びているということは評価すべきだろうと思います。

一方で、令和2年においては185件、それから令和3年度においては58件、コロナ禍を理由にしたキャンセルがあったということは、非常にもったいない、残念だと思えます。

いずれにしても、この奈良県コンベンションセンターを拠点に、MICE誘致を今後どんどん引き続き進めていただきたいのですが、そうなりますと、奈良県では、地元の例えば宿泊施設、あるいは、滞在に関わるいろいろな環境整備については、まだまだ整備していかなければならない部分があると思います。これはいろいろな部局や課にまたがると思うので、今日は質問しませんが、それぞれのお立場で、今後コロナが収束するとインバウンドも戻ってくると思いますので、奈良にお越しいただける方が増えたときに、しっかりと奈良で泊まっていただいて、奈良で滞在していただいて、お金を使っていただくというようにいい好循環が生まれますように、ぜひご努力をお願いしたいと思っております。

あわせて、先般ニュースで見たのですが、主要国首脳会議、G7サミットの関係閣僚会合の奈良市内への誘致に向けた取組について、現段階で分かっていること、状況についてお教えいただきたいと思えます。

○福田MICE推進室長 奈良県コンベンションセンターが開業し、隣接するJWマリオット・ホテル奈良と一体となった大規模コンベンション施設を生かして、これまで奈良県では開催できなかったような大規模な国際会議の誘致が可能となりました。

そのような中、2023年にG7、主要国首脳会議が日本で開催されることになりました。豊かな歴史を背景とした文化資源と自然が融合した開催地であること、また、豊富な国際会議の実績や充実したコンベンション施設が整っていることなどから、今回関係閣僚会合の開催地候補として手を挙げるに至りました。先日、知事から外務大臣に対して奈良県内での開催について要望を行ったところです。今後もMICE推進室としては、主管担当課と連携して、G7、主要国首脳会議関係閣僚会合の誘致に向けて積極的に取り組んでまいります。

○池田委員 このG7サミットの関係閣僚会合の奈良県での開催が決まれば、誠に素晴らしいことですので、ぜひ頑張ってください、私の意見ですが、我々、議会としても何か後押しできることがあれば、ぜひ何なりとおっしゃっていただきたらと思いますので、力

を合わせて頑張ってもらいましょう。

○階戸委員 まず、先ほど説明いただいた（仮称）奈良県多様な人材の就労促進及び再就職支援に関する条例の制定について少しお聞きしたいと思います。

先ほど池田委員もお聞きになられましたように、県の責務として、県は県内就労促進及び再就職支援に関して、総合的かつ計画的に施策を実施するという事で、県民、事業者、そして産業関係団体等の役割とありますが、福祉関係も当然入れていくべきだと思います。この中で、少子高齢化、人口の減少という中で、企業側の対応としては確かに雇用を広げていくという事はよく分かるのですが、働く側の人間からすれば、今、定年が60歳から65歳、70歳へと雇用が拡大していく中で、雇用される方々が延長すればするほど、確かに職場としては今までの企業の中で働くことも可能ですが、奈良県内においては、やはり大企業と言われる企業の数が少ない中で、この形がいかにか継続、拡大できるのかといったことも非常に疑問に感じるわけです。この関係団体については、福祉以外にも、例えば、地域の活動の中で地域の方々の声を聞いてまいりますと、少子高齢化することによって地域活動自身ももう立ち行かなくなっているということですから、こういった大企業だけではなく、働く側の立場の方々もこういうところへ参加していくべきではないかと考えるのですが、その辺についてどういう考えなのかお聞かせいただけませんか。

○畑澤雇用政策課長 地域雇用施策を推進していくに当たり、この条例で定めさせていただきたいと思っております。国や市町村をはじめ、多岐にわたる分野の関係機関と横の連携を図って施策を推進していくことが非常に重要だと思っております。先ほど池田委員からも要望いただいたとおり、福祉関係団体はじめ、その他関係団体のご参加の中で進めたいと思っておりますが、階戸委員からご質問いただいた働く側の参加をどのようにするかということに関して、やはり当事者と深く関わっていただいているような、障害者の就労支援をするような就労支援機関や、外国人の支援センター、また、リカレント教育に関する教育関係機関で日頃からそういった学ぶ側の声なども聞いていただいているような、多様な人材に日頃から関わっておられる団体と幅広く連携、協力しながら取組を進めてまいりますと考えております。

具体的にいきますと、施策を体系的、効果的に進めていくために、今、申し上げたような団体の皆様と協議の場を設置して、意見交換や情報共有を密に行ってまいりたいと考えているところです。

○階戸委員 ぜひ、多くの参加者の中で、そういった多くの意見を聞いていただくのが非

常に重要だと思えます。今、言っていただいた福祉、そして、障害者も含めて、働く側としては連合などの組合もあると思えますので、そういったところも含めて、一つのテーブルの中で有意義な議論ができるような形を取っていただけたらと思えますので、要望したいと思います。

続いて質問ですが、経済労働委員会の県外調査で、東京の奈良まほろば館に行かせていただいて、私なりに少しお聞きしたいと思う件がございます。

まず、国内外に発信力のある首都圏において、本県の観光、食、物産などの魅力を発信し、本県の認知度向上やブランド力の向上を図って、誘客促進や販路拡大を図るために、8月にリニューアルオープンされた新橋の奈良まほろば館だと思うのですが、稼働日数が全然違うので比較するわけにはいかないと思うのですが、日本橋にあったときの奈良まほろば館の面積、そして来場者数、分かれば年齢別といったこともお聞かせいただきたいと思っております。

また、この奈良まほろば館でイベントやセミナーの開催をされているということで、まだ8月からですから、そんなに多くはないと思われませんが、どのようなイベントやセミナーをされたのか紹介いただきたい。また、参加者数などもお聞かせいただけたらと思っております。

実際に行かせてもらって、当日雨だったので後でお聞きしたときに、外装などで工夫されているところも一部は見えていたのですが、今のアンテナショップというイメージとして、過去と違って都市部の中で多くの方、不特定多数の方々に来場いただこうと思えば、やはり外装などの工夫、もう少し奈良らしさというものが必要ではないかと思っております。その辺の工夫がもう少しできないのかということも、お聞かせいただけたらありがたいと思っております。

また、近年はああいうアンテナショップだけではなく、最近は、インターネット、スマートフォンなどの活用が非常に多いわけですから、こういったものを使った検索が、あのアンテナショップの中でできるようになれば、もっと若い方も含め、奈良の魅力を、個人個人の思いで検索できるのではないかと思っておりますので、そういった形が取れないかまた検討いただけたらと思っております。

その中で、11月17日に一応締め切りましたが、まほろばチャレンジリーグが企画としてされていまして。先ほど県庁パイヤーのお話もありましたが、今回のまほろばチャレンジリーグについて、チラシなどを見ていると、各市町村、関係団体に対して周知をさ

れているということでした。それに対して、全てまだ確認できたわけではありませんが、実際に各市町村、奈良市経済産業政策部と観光戦略課、そして奈良商工会議所に対して問合せしたときに、本県の思いとなる部分がやはり十分に伝わっていなかったような感じがしました。ですので、こういった啓発、特にこういったイベントがあることに對して、関係市町村や関係団体に対してもう少し丁寧な説明が必要ではないかと感じました。

そのことがあったので、締め切られた後、実際に応募された事業者数などをお聞きしますと、やはり奈良県全体からすると、非常に少ないような気がしております。そういったことを考えますと、せっかく東京の都市部であれだけの場所を使ってやるわけですから、もっと奈良県の特産品を広く、まだまだ奈良県の事業者、生産者は多くおられると思いますから、その方々が本当に競って参加できるような企画にさせていただけたらいいのではないかと感じています。この啓発の仕方について、今までの啓発の仕方と、今申し上げたように、今後どういった形で啓発の工夫をしていただけるのかということもお聞かせいただきたいと思っております。

それと、これは観光全体の話になってくるのですが、奈良県自身、滞在型観光が非常に低い件数であるということは、過去から出ているわけです。そうした中で、過去から今まで、当然、本県としても工夫してこられたとは思いますが、その中で、実際にまだ数字的に表れていないように思われます。この辺について、今後どのように滞在型観光について工夫されていくのか。こういったことも併せてお聞かせいただきたいと思っております。

○村田観光プロモーション課長 奈良まほろば館の運営につきまして、旧の日本橋と現在の新橋との比較ということですが、面積は、新拠点は約904平方メートル、旧施設は約361平方メートルとなっています。来館者は、新拠点がオープンした8月10日から11月末までで6万9,301人、旧施設については、昨年度の同じ期間で6万5,076人となっております。今年度は夏から秋にかけて、東京都に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されるなど厳しい環境にありましたが、順調に推移していると考えております。また、年齢構成につきましては、運営委託事業者や常駐する県の担当者からは、近隣のオフィスからのビジネスパーソンが増えて、来館者の年齢が随分下がったという印象があるという感想を聞いております。今後アンケート等により、来館者の属性などを調査して、効果的な運営やPRにつなげていきたいと考えております。

2つ目のご質問で、イベントやセミナーの開催についてですが、新しい奈良まほろば館の2階のイベントルームを使ったイベントやセミナーにつきましては、オープンしてから

9月末までは東京都において新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されるなど、イベントの自粛が求められていました。10月からは、三密回避をしながら、参加者を絞って開催しております。これまでで19回開催し、412人の参加がありました。主なものとしては、奈良県産材の活用に関するセミナーを2回で、37人。万葉文化館20周年記念東京特別講座を2回で、85人。五條市の歴史や文化財に関する講座を1回で、41人などです。また、1階の物販スペースで地域の特産品のPRなどを定期的に開催し、本県の食の魅力のPRにも取り組んでおります。主なものにつきましては、先ほども答弁がございましたが、県庁パイヤーが掘り起こした新商品の販売会「伝えたい奈良のこだわりフェア」をオープン当初と11月に開催しております。また、大淀町の大阿太高原の20世紀梨の販売会や、五條市の柿の販売会などを開催しております。今後も県庁の各組織、市町村等と連携し、本県の観光、食、特産品等の魅力を発信するイベントを継続的に実施することで県内誘客と県産品の販路拡大に取り組んでまいります。

3つ目のご質問で、外装についてですが、奈良まほろば館は、民間企業が所有する物件を賃借しております。借りている部分はビルの内側となっております、奈良らしさを表現できるような内装や調度品などに工夫を凝らしております。また、外観については、1階正面入り口にのれんをかけ、入り口周辺にせんとくんフィギュアやお勧めの商品の看板を設置するなど、奈良のブランドショップであることをしっかりPRしているところです。

なお、先般ご視察いただいた日は大雨でしたので、せんとくんフィギュアは雨宿りをしており、正面にはいませんでした。一方、外装に工夫を行うことにつきましては、ビル管理者との協議が必要な上、地元自治体の屋外広告物規制等の基準をクリアする必要があり、対応が難しい現状です。オープンしたばかりですので、まずは現状の取組で来館者の動向を注視していきたいと考えております。

4点目、スマートフォンの検索など、インターネットを使った検索が主流になっているので、奈良まほろば館で検討してはというご質問ですが、奈良まほろば館では、観光案内コーナーを設置して、観光コンシェルジュによる対面形式で旬の観光情報や交通アクセス、現地の奈良でしか分からないお勧めスポットなどの観光案内に加え、旅行日数や交通手段、興味関心など、相談者の希望に沿った形で観光地の案内や観光ルートの提案なども行っております。階戸委員お述べのインターネットを使った案内につきましては、観光案内スタッフがタブレット機器を使用して観光案内を行うとともに、スマートフォンが普及していることから、必要に応じて、相談者個人のスマートフォンを活用して観光案内をするなど

の対応を現在行っているところです。また、奈良まほろば館では、フェイスブックやインスタグラムなどを使った情報発信にも取り組んでおり、今後観光情報の発信を強化していきたいと考えております。

最後に、奈良まほろば館の新商品発掘の取組である、まほろばチャレンジリーグについての啓発と今後についてのご質問ですが、まほろばチャレンジリーグは、県内事業者に首都圏での販売機会を提供して、販売実績やアンケート等を通じて商品のさらなるブラッシュアップを図る奈良まほろば館の新しい取組です。第1回目は、令和3年12月6日から令和4年2月6日まで開催いたします。出品者の募集は、令和3年10月19日から11月17日までの約1か月間行いましたが、その周知については、市町村の観光、産業、木材利用推進担当部署、産業振興総合センターに登録している県内企業約1,200社に案内したほか、奈良県地域産業振興センターのメールマガジンで登録されている約1,400社に配信するなど多方面に行いました。

しかし、階戸委員より、一部の市町村で県からの案内に気づけなかったということで、十分な思いが伝わっていないのもっと丁寧な説明が必要ではないかというご指摘がございました。今後の開催に当たっては、より多くの出品者を募るために、今回出品がなかった市町村に対して直接声がけをする、幅広い周知に協力を求めるなど、まほろばチャレンジリーグの知名度のさらなるアップに努め、周知の徹底を図りたいと考えております。また、応募件数につきましては、少なかつたのではないかとご指摘がございましたが、募集予定が当初20件であったことから、ほぼ当初予想どおりであったのではないかと考えています。予定を若干下回ったことについては、今回全く初めての取組であったということや、募集期間が東京都の新型コロナウイルス感染症対策リバウンド防止措置の時期と重なったこともあり、応募について少し慎重になられたのではないかと推測しているところです。

○松浦ならの観光力向上課長 階戸委員ご指摘のとおり、日帰り通過型観光から宿泊滞在型観光への転換は本県における課題であり、滞在型観光を促すためにも、本県ではこれまでもバラエティーに富んだ宿泊施設の誘致に取り組んでまいりました。また、観光協会等の取組では、地域の歴史文化等の観光資源を活用した魅力ある観光づくりを推進するため、誘客促進や販売促進につなげるホームページの作成や地域の特徴を生かした体験コンテンツの企画、造成などの支援を行っております。

県の取組としては、令和3年度は聖徳太子没後1400年観光キャンペーンとして、県内の聖徳太子ゆかりの地の観光協会等と連携したデジタルスタンプラリーを展開している

ところです。さらに地域の観光ボランティアガイドとも連携を図り、ウォークイベントを実施するとともに、市町村や観光ボランティアガイド団体から推奨ウォークルートを収集し、県推奨ルート「歩く・なら」として県ホームページでご案内しているところです。

また、今後工夫をどのようにしていくのかというご質問については、観光協会や市町村、事業者等との連携は重要であると考えており、本年7月に策定した奈良県観光総合戦略においても、観光振興の土台づくりとして、県と市町村、観光協会、観光地域づくり法人等との連携、協働を一層強化していくこととしております。8月末に、県観光総合戦略の説明会を開催した際には、市町村域を越える地域のつながりや連携を呼びかけ、現在モデル的な取組として、天理、桜井にまたがる山の辺の道エリアにおいて、地域の観光関連事業者、行政、観光ボランティア団体、地域住民、大学等が参画する対話の場を設け、地域の観光資源や現状、課題について議論を進めているところです。今後この取組を県内各所に広げてまいりたいと考えております。

○階戸委員 まほろばチャレンジリーグについては、20件が多いのか少ないのかというと、本県全体から考えると、やはりもう少しあってもいいのではないのかと私個人としては感じております。そういった中で、今回初めての企画でもありますから、今、おっしゃっていただいたように、やはり募集がなかった市町村を含めて、丁寧に一度検討、調査をいただきながら、せっかく東京で行うわけですから、少しでも広く募集を求めていただけたらありがたいと思いますので、お願いしたいと思います。

それと、滞在型観光についてですが、確かに今おっしゃっていただいたように、聖徳太子の特展であったりとか、いろいろなキャンペーンを過去からやられているのはよく分かるのですが、しかし、それが点であって線ではなく、線から面という、奈良県全体が大きく変わるといって、全体を見ての観光にはなかなか見えないのです。山の辺の道にしても、桜井、天理といった部分的なことになるのですが、確かに各市町村の中でそれなりの観光資源を持っておられますので、それをどのようにして本県としてつないでいくべきであるのか。そのつなげることが非常に重要だと思うのです。

それで、奈良県は非常に南北に長いですから、この中で一堂に会して議論するとか、持ち寄ってやるというのはなかなか難しいと思うのですが、これを例えば各地域ごと、それこそ北和、中和、南和という3つのブロックにでも分けられるのであれば、そのブロックごとにその地域の観光資源をピックアップしながら、今度はその3つのブロックをどのように線をつないでいくのか。時代でつなぐなど、観光資源の内容によってつなぐ工夫もで

きると思うのです。

やはり関西国際空港から流れてくる状況からいくと、当然法隆寺が入ってきて、奈良市へ来るのか、それか南へ行くのかというような形になると思いますし、その流れを、非常に乱暴な言い方をすれば、例えば南部で、吉野にまず入っていただいて、吉野周辺の橿原、吉野の辺りで飛鳥時代の部分をしっかりと観光いただき、そうなれば日帰りというのはなかなか難しいですから、一旦橿原などで滞在してもらおう。次の日に、それこそ中和から北和、東大寺までの間の観光に行ってきていただいて、例えば京都へ行っていただくというような工夫がもう少しできるのではないかと。これは素人判断、私個人の判断ですが、やはり、奈良県というのは観光資源が非常にたくさんあるところですから、メジャーな部分だけではなく、そういったまだまだ世間的・全体的に見られていない潜在的な観光部分をもう少し掘り起こしながら、それを面にしていけるように、そして、それをつないでいけるというような方向性を取っていただけたらどうなるか。そのためには、今言ったように、ブロック分けの中で話合いのできるテーブルをつくっていくことも、一つの形ではないかということ、要望だけさせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○小泉委員長 要望でいいですか。

○階戸委員 はい。

○小泉委員長 分かりました。

審査の途中ですけれども、しばらく休憩したいと思います。

14:48 休憩

15:03 再開

○小泉委員長 会議を再開いたします。

それでは、ご発言をお願いします。

○和田委員 今日は奈良県エネルギービジョンの説明を受けました。そこで、私が気になることがあります。1点は、地産地消のエネルギーをどのような仕掛けでつくっていくのか。それから、木質バイオマスとの関係で、具体化することですが、どのように進めていくのか。それから、県の出先施設で、再生可能エネルギーの設備が必要と思いますが、どういう観点で普及していくのか。それらをお聞かせ願いたいと思います。

○大東環境政策課長 第4次奈良県エネルギービジョンにつきまして、私からは、2点お答えさせていただきます。

1つ目、地産地消のエネルギーを生み出す仕掛けをどのようにつくっていくのかという

ことで、地域資源を有効に活用し、地域で生み出すエネルギーを地域に還元することで、地域住民と共生できる取組を推進していく必要があると認識しています。地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進することを次期のエネルギービジョンにも盛り込んでおります。具体的には、地域住民の参加によりコミュニティの活性化につながる再生可能エネルギーを活用した取組に対して補助を実施しています。事例としては、天川村の介護施設へのまきボイラー、それから下市町への地域振興の拠点となる施設へのまきストーブの導入に対して補助を行い、木質バイオマスの利用促進や木質資源の普及啓発につなげております。また、本県と磯城郡3町により進められている大和平野中央スーパーシティ構想で、地域の脱炭素化と地域の再生可能エネルギーの地産地消により、地域活性化に持続的に寄与するシュタットベルケ構想を検討することとしております。地産地消のエネルギーは、災害により大規模停電が発生した際、自立分散型のエネルギーともなります。レジリエンス強化にもつながることから、積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

もう1点、県の出先機関への再生可能エネルギーの設備の件です。今年3月に改定した奈良県庁ストップ温暖化実行計画では、公共施設の計画等に当たっての環境配慮として、建築物の基本構造段階で太陽光発電、太陽熱などの自然エネルギー、それから省エネルギー型の設備の設置導入を掲げております。現在の県の施設では、郡山・橿原両総合庁舎、それから、農業研究開発センター、産業振興総合センターなど10施設において、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備を設置しております。

次期エネルギービジョンでも、脱炭素社会の構築に向け、県有施設への再生可能エネルギーの率先導入を施策の一つとして位置づけ、県自らが使用する電力をより環境に優しい電力にすることで、再生可能エネルギーの普及につながると考えております。

また、県の出先施設における来庁者の電気自動車充電設備の設置につきましては、各出先施設の庁舎管理者が設置を検討することになるかと考えております。

なお、3月にオープンする予定のなら歴史芸術文化村でも、電気自動車の充電設備が設置される予定と聞いております。

○三浦奈良の木ブランド課長 私からは、木質バイオマスの件につきましてお答えします。いわゆるA材、B材、C材と言われる部分のC材に関してですが、今まで全ての木を使っていたということ、従来、建材であるA材と合板等に用いられてきたB材以外の先の部分で、なかなか活用が進まなかったC材の部分も材の需要先として開拓していくということを進めてきた状況です。その中で最大の需要先であるエネルギーと、一番関連する

発電施設の県内の状況についてお答えしたいと存じます。

現状、大淀町におきまして、木質バイオマスの発電所が平成27年度より稼働しています。この発電所が6,500キロワットの出力で、年間約4,600万キロワットアワーの発電をされている状況です。標準家庭の年間の需要量で申しますと、大体1万2,000世帯ぐらいの電力を賄っている計算になる電力量です。

また、五條市におきましては、出力1万キロワットのバイオマス発電所の建設が進められているところです。県内でのバイオマス発電の状況につきましては、以上です。

○和田委員 地産地消については、シュタットベルケ、地域電力会社が重要と思うのですが、2030年に1か所造るということで8年後です。もっと早く地産地消のシュタットベルケができないか研究してもらいたいと思うのですが、難しいのは何ですか。

それから、木質バイオマスの件でペレットが有効と思うのですが、開発状況はどうですか。

○大東環境政策課長 シュタットベルケの検討について、早くできないかということですが、シュタットベルケは、ドイツの手法です。地域で電力を生み出して、それを地域に還元するというようなシステムです。そうなりますと、やはり地域に電力を発電する設備を設けていく必要がございます。シュタットベルケにつきましては、これから検討を進めてまいります。和田委員がおっしゃいましたように、2030年までかと言われると、そこは一生懸命頑張ってみますと、検討してまいりますというような答えになろうかと思えます。

○三浦奈良の木ブランド課長 木質ペレットについてのお尋ねについて、県では、林内に放置されている未利用間伐材等の有効利用を図るために、資材の利用創出を目的として、平成25年度より県有林の材等を利用して木質ペレットの製造に関する実証実験等を行ってまいりました。その結果を踏まえて、県民の皆様向けのPR事業として、県や市町村の公共施設において、木質ペレットストーブやボイラーの設置等の支援等を行ってきた次第です。

その結果、令和元年度の事業者における木質ペレットの生産量ですが、約3,000トンとなっておりまして、今後も安定した生産が期待できるものと考えております。

脱炭素社会の構築を目指す上で、石油、石炭などの化石燃料から環境負荷の少ない木質ペレットの利用を推進していくことは、今後も継続して必要なことと考えています。引き続き、木質ペレットストーブや木質ボイラーの導入に向けた普及啓発に努めていく所存で

す。

○和田委員 今、回答いただきましたが、脱炭素社会に向けて一生懸命に頑張っていたと思いますが、水素エネルギーは次世代のエネルギーですが、エネルギービジョンに書いていないのはなぜですか。

○大東環境政策課長 水素発電の導入の検討につきましては、エネルギービジョンの3本柱である次世代エネルギーの効果的かつ効率的な活用の部分で、施策事業として、新エネルギーによる地域振興、水素発電の導入検討、また、奈良県版シュタットベルケの検討ということで盛り込ませていただいております。

○和田委員 水素エネルギーは燃費が高いと言われていたと思いますが、これも導入を具体化していただくようにお願いします。

それから、奈良県中央卸売市場ですが、取り組み方でこれまでと違った展開をするわけで、その際ににぎわいをつくるということですが、何といたっても市場のブランド化、他の箇所と違うことを進めることが重要だと思います。そういう意味で、市場のブランド化について、どういう構想なのか説明してください。

それから、道の駅について検討していると思いますが、そのことも有効と考えますが、説明をお願いします。

それから、市場の整備方法についてですが、一括整備というからには整備財源が非常に膨らみます。そういう意味ではどのような方法で考えているのか、それを示していただきたいと思います。

○伊藤中央卸売市場再整備推進室長 市場のブランド力の向上につきまして、今般、出させていただいている基本方針の中でも、魅力ある市場、ブランドを創出することで他市場との差別化、競争力を増していくということを記載しております。現在、青果部門で市場事業者と協力して、まずオーガニック野菜の取扱拡大に向け、県内外の生産者、販売店の調査、流通量の確保、それから販路開拓といったことに取り組んでおり、11月から県内で試験販売を行いまして、消費者ニーズの分析をしております。これは、奈良市場というブランド認知をしていくきっかけの取組ではあるのですが、こういった取組を重ねる中で賑わいの拠点として、食文化の発信拠点として広く認知される奈良県中央卸売市場にしていきたいと考えているところです。

あと、和田委員からご提案等ありました、道の駅についてですが、お述べのとおり、道の駅は、現在、実際に経由をする場所から観光の目的地というところにまで発展してきて

いる状況です。再整備後の市場につきましては、奈良の食文化の発信の拠点、賑わいの拠点としますので、当然そういった道の駅が本来持っている休憩機能、それから情報発信機能、地域連携機能といった役割も当然果たせるとは考えていますので、そういった強み、我々の市場の隣にあるという強みを生かして、たくさん来訪者がにぎわう交流拠点を創出したいと考えております。

それから、整備財源についてですが、実は3月の整備基本計画の実施プランの中で市場エリア（B to B）については、概算事業費を270億円と算出しております。こちらの部分につきましては、施設整備の内容ごとに国の交付金の交付率が決まっており、それとあわせて、市場事業者から頂く使用料、県債などを財源と考えております。今回の整備方針について、段階的整備から一括に変更したことを踏まえ、事業費をもちろん再積算するのですが、市場エリアについては、これまでの想定と同程度と見込んでおります。今後は国へ積極的に確保に向けて働きかけていきます。

一方、賑わいエリアにつきましては、現在、基本方針で変更したところですが、それぞれ複合施設ですので、整備する施設それぞれの特性に応じて、整備の主体、それから整備の方法、整備の方式の検証が必要だと考えております。県としては、基本方針にあるように官民連携手法を基本として、PFIの方式、それから定期借地権方式、これらを含めて、これらを組み合わせて、地方創生拠点整備交付金の活用も念頭に置きまして、民間事業者が参入しやすい事業要件等を検討しているところです。

○和田委員 市場のブランド化について、オーガニックを中心に市場の特徴を出したいと聞かせてもらいましたが、ブランドというのは非常に難しいです。そういう意味で専門的に研究する必要がありますので、そういうことを提案しておきます。

それから、整備についてですが、賑わいエリアのことは十分に考えて、棟を造ることを考えていただきたいと思います。道の駅もその一つだと思いますので、そういうことで観光目的を追加しているわけですから、しっかりと考えてほしいと思います。

○小村委員 私からも1点、奈良まほろば館に行かせていただきまして、その際に売上額や平均客単価、来館者数についての資料をもらったのですが、経費については資料がなかったので、11月定例会の本会議中に資料を頂きました。令和元年度、2年度、3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もありましたので、なかなか数値目標等も立てられなかった、達成できなかったかと思うのですが、レストランに関しては、赤字が多いのではないかというご指摘もほかの委員からございました。今後の奈良まほろば館

の運営について、どのような目標を設定されるのか、担当課のご見解をお伺いしたいと思います。

○村田観光プロモーション課長 奈良まほろば館は、本県の観光、食、特産品等の魅力の浸透や県の認知度とブランド力向上を図ることを目的としております。旬の観光情報の発信や誘客イベントの実施、奈良らしい県産品の販売、県産食材を使った上質な料理の提供などに一体的に取り組んでおります。この目的から、来館者数や売上額に加え、メディア露出回数やホームページのアクセス数、SNSの発信数、また新商品の発掘数など、多様な取組を評価するため、KPIについて、現在、奈良県立大学の有識者の協力をいただきながら検討を進めているところです。運営の実態に合うかどうかを検証した上で、今年度末をめどに確定させたいと考えているところです。

○小村委員 KPIを有識者でつくっていかうとされていると思うのですが、数値目標については漠然としたものではなくて、ある程度細かくつくっていただきたいというのが私の意見です。来館者数や売上額に関しても、今回ですと、場所が変わって約1,200万円ですかね、家賃も払って奈良県としても多くの税を使っている中で、やはり効果がどれだけあるのかという検証をするためには、しっかりとした数値目標を細かくつくって、どこの部分が達成できていて、どこの部分が達成できていないのかというものをしっかりと判断する必要があると思いますし、その数値目標をしっかりとつくることにより、職員の皆さんのモチベーションの向上にもつながっていくかと思います。今後、有識者を交えてのKPIの策定を今年度末までに行われるということですので、私としてもしっかりと数値を細かく入れていただきたいと要望だけさせていただきます。

○大国委員 2点質問させていただきます。

1点目は、先ほどから質問がございました（仮称）奈良県多様な人材の就労促進及び再就職支援に関する条例骨子案についてですが、これまで就労、雇用というのは大変重要な分野だということで、本会議等でも質問してまいりました。今回、若者、女性、外国人、高齢者、障害者、出所者など、多くの多岐多様な方々の就労を、どのように進めていくのかということで、条例ができます。

まず1点は、県としてこの条例でここをしっかりとやりたいということ、県民の皆さんに分かりやすいように説明をお願いしたいと思います。

○畑澤雇用政策課長 この条例につきましては、今、少子高齢、人口減少社会が進展する中で、働き手の確保ということが大きな課題となっており、こういった中で多様な人材が

ライフスタイルや適性に応じてそれぞれのライフステージの中で、自ら望む形で働いて、離職されても学び直してスキルアップして再就職できるような地域社会をつくっていくことが、県民生活の安定や向上、また地域経済の持続的な発展にとって最も重要な目標であるという認識を持ってこの条例を制定させていただくところです。

雇用施策に関しては、これまでもいろいろと国や地方においても多岐にわたる分野でそれぞれに施策が実施されているのですが、多様な人材を包摂する地域雇用の理念や、施策の体系は明確になっていない状況ですので、今回条例を制定させていただいて、基本理念を定め、一貫した施策体系の下で、県内就労の促進、再就職の支援ということを総合的・計画的に進め、地域雇用施策を持続的にしっかりと展開していくことが一番に目指すところだと思っています。

条例で県の責務を定めるとともに、先ほどからご要望もいただいていますように、関係団体との連携を強化したり、県民の方や事業者の役割というところも明記させていただいて、幅広い関係者と共通認識の下で、同じ目的に向かって連携・協力を図りながら、取組を進めていきたいところです。

○大国委員 連携という部分は、大変大事な分野であると思います。特に、例えば若年雇用の場合は、働きたいけれども、働く自分が希望する場所がないとか、あるいは就職はしたけれども、2か月、3か月で辞めてしまうなどのミスマッチが起こっていたり、さらには、まだ社会では活躍されていないけれども、将来は何としてもこの社会で活躍する場をつくっていただくという意味で、県庁内にひきこもり相談窓口等もつくっていただいていますし、またジョブカフェや若者サポートステーションなど、様々な相談窓口もあります。今は若者という視点で申し上げましたが、様々な窓口との連携ということで、きめ細かく一人ひとりに光を当てないと、恐らく個人ごとで課題はそれぞれ違うと思いますので、この条例によって、そういういまだ活躍されていない方々も含めて、しっかりと支えていただく体制ができればと期待を持って今回質問させていただいております。そういった意味で、これまでの雇用対策を含めて、相談窓口の体制、あるいは場所はいいのか、県民に対する周知など総合的に点検や見直しをお願いしたいと思います。

また、住み続けることができるということで、県外からも奈良に移り住んでいただきたい、奈良県の目指すいわゆる脱ベッドタウンを実現するために取り組むことが、大きな目標ではないかと思っていますので、そういったことも含めて、かなり広い分野だと私は捉えましたので、しっかりと進めていただき、この条例ができたからこう進んだというよう

なものを、また機会があればお聞かせをいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

2点目は、食品ロスについて質問させていただきます。

奈良新『都』づくり戦略の中でも、食品ロス削減への対応について入れていただいております。これまでこの食品ロスについては、国の方針があり、また私ども公明党の会派等もしっかり質問してまいりました。今年4月1日の奈良県食品ロス削減推進計画ができて8か月となるわけですが、奈良新『都』づくり戦略の中では食品ロスを削減するために、消費者、事業者に対する食品ロスに関する啓発を実施するとともに、食品ロス削減に取り組むフードバンク活動団体及び食品事業者等と連携した取組を推進するということが書かれていますが、これまで県としてどのような取組をされてきたのか、まずお尋ねしたいと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱）

県としては、大国委員お述べのように、本年4月1日に奈良県食品ロス削減推進計画を発表させていただいて、それに基づいて施策を進めているところですが、大きくは2つの柱と考えております。1つは食品ロス削減に向けた普及啓発で、これが一番大事です。その次に未利用食品がある場合、その活用推進をどうしていくかという大きな柱で考えているところです。

具体的にどういうことをやっているかということですが、まずは食品ロスを出さないよう、一人ひとりの意識醸成を進めないといけないということで、県民や事業者を対象とした食品ロス削減推進フォーラムを食品ロスの削減月間である10月に開催させていただいており、今年3回目となります。また、啓発リーフレットや啓発用グッズも作製・配布していますし、コンビニやスーパーにおきまして、商品の賞味期限の古いほうから、手前から取っていただくためのポップをお配りして設置いただいたりしております。

また、どうしても出てしまう未利用食品についての対応ですが、それらを有効活用するためにフードバンクがいろいろな活動をしていただいています。その活動を支援するというので、例えばその配送ルートの構築などにかかる費用について、昨年度から県として補助する制度を設けており、支援を行っているところです。

また、昨年度から県職員を対象に、家庭で利用していない、余っているような食品を持ち寄って、フードバンクに寄附するというフードドライブ事業がございます。県職員に呼びかけて、そういうものを集めて、フードバンクに届けるといったことにも取り組んでい

るところです。

○大国委員 各市町村でもいろいろな取組をされていると承知しています。ただ、県の削減推進計画の中には、市町村が食品ロス削減推進計画を策定する取組を促進、と書いており、市町村も策定に努めることとすると書かれてあります。今、ご答弁ありましたように、県民挙げてもったいないという精神で、一方では、必要な方にお届けしていくという取組ですので、市町村の状況はどのようになっているのかお尋ねします。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱）

国の基本的な方針や県の計画にも、市町村の役割として、努力義務をうたっております。おっしゃるように、市町村の取組が非常に重要であると私ども認識しているところです。そういう意味で、今年5月に市町村の担当者向けの説明会をさせていただきました。各市町村の担当が参加して、ウェブも含めてハイブリッドでしましたが、そういう形で積極的な取組を呼びかけているところです。

現状ですが、既に市町村として計画を策定済みというところが、1市ございます。あと、今後ぜひともつくりたいというところが、2市町ございます。また検討していくというところが、11市町村ということで、約半数ぐらいで、何らかの取組や検討をしていただいているところですが、まだまだ意識が十分高まっていないというか、取組が進んでいないところもあろうかと認識していきまして、今後も引き続き各市町村の担当等に個別に働きかけも行うなどして、しっかりと、1市町村でも多く取り組んでいただけるように進めていきたいと思っております。

○大国委員 法律に基づいての計画あるいは取組ということですが、やはり何ととっても周知と、協力をしていただくための理解をどのように広めていくかということが大事だと思います。県のアンケートでは、そもそも食品ロスということがまだ認知されていないという状況で、「よく知っている」県民について、令和2年度で36%を令和6年度までに90%にしたいという目標ですが、そのためには、今申し上げましたように、まずしっかりと周知する必要があると思っております。

いろいろ学んでいますと、例えば富山県では、毎月30日と15日に冷蔵庫をチェックして食材を使い切る運動を行うという呼びかけをしたり、食べきり3015などいろいろな取組をやっていらっしゃいます。やはりそういう県民を巻き込んだ運動を考えながらやっていくということと、それから圧倒的に少し違うと思ったのは、奈良県食品ロス削減推進計画の表紙についてですが、富山県のハンドブックの表紙では、一目瞭然で、子どもさ

んがこれを見て、お父さん、お母さんや家族の方に、これは何が書いてあるのか話せるようなイラストも描いています。周知という部分では、こういうのは非常に大事で、家族で、話し合いながらいかに食べ切ったり、もったいないということを話し合うということは、このコロナ禍だからこそ大事なことと思っています。中身が一緒でも、これとこれどちらを見ますかという問題で恐縮ですが、やはりみんなが食品ロスに意識を持つために、90%にするということですから、思い切った施策も一度やっていただければいいと思います。こういうハンドブックも一つの手段かと思いますので、何かご検討いただくことをお願いしたいと思います。また機会があれば質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○太田委員 私からも数点質問させていただきます。

まず、農業問題についてで、トビイロウンカですが、今年は大きな目立った被害がなかったということで、少し胸をなで下ろしているところです。昨年は大変な被害で、コロナ禍で収穫前に田んぼが枯れてしまうというような状況がございました。そのときは6月頃に発生を確認しているのですが、なかなか周知も十分徹底されなかったとか、いろいろな課題がございまして、そういった課題についても、克服するために県も今回いろいろご努力いただいたと思うのですが、その点、県の取組をまずお聞かせいただきたいと思います。

○田中農業水産振興課長 昨年、トビイロウンカの発生があり、それについて農家等にアンケート調査を取ったことも踏まえ、やはりトビイロウンカに関する対策につきましては、適時適切な情報提供と、確実な防御が必要であるという観点から、今年につきましては、病虫害防除所が発生予察を行い、発生自体は昨年よりも約1か月早い5月17日から確認されていたので、すぐに5月26日に第1回の注意報を発表し、その後、6月28日と7月28日に計3回の注意報を発出しております。さらに、個々で農業者にその情報が届くということが非常に重要ということから、可能な限りの注意喚起と情報提供を行うため、県あるいは農業関係団体の広報紙、またLINE等のSNS、これらを活用した広報を行うとともに、農林振興事務所や農業関係団体、チラシ配布など地道な努力を続けているところです。

次に、確実な防除対策につきましては、まず田植時の3か月程度有効な成分を含む育苗箱処理剤の使用、またはこれができなかった水田についての薬剤防除を指導するとともに、全ての水田を対象に、必要となる防除について適時適切に注意喚起や情報提供を行っているところです。その結果もあり、当初は発生が早くから起こっており、坪枯れ被害の発生

が懸念されていましたが、最終的には被害の発生は確認されておらず、やはり適時・適切な防除により被害が回避できたものと認識しているところです。

○太田委員 一昨年はトビイロウンカの被害でそういう情報が十分伝達できなかったという事で、いろいろお話を聞いていたのですが、今回については皆さんよく周知徹底されていたと思いますので、ぜひその点では大いにこの取組を進めていただきたいと思います。

要望しておきたいのは、今回、トビイロウンカの被害に対応する薬剤を使おうと思えば非常に高価でやはり負担が大きかったというお話も聞いていますので、その点はもし検討する余地があればお願いしたいと思います。

また、前は、保険に入っていらっしゃらない方も結構いらっしゃいました。任意加入に切り替わってあまり間がなかったということもありますが、以前私が質問した際に、こうした周知の徹底も行っていくということもお聞きしましたが、その点の取組状況について、もしお話があれば教えていただければと思います。

○大山農業経済課長 農業保険につきましては、ご承知のように、奈良県農業共済組合で農業共済保険及び農業経営収入保険の取組を進めているところです。県としても、米農家において、昨年度、トビイロウンカの被害がございましたので、農業共済保険について周知に努め、例年2割弱のマイナスでしたが、今年度は昨年並みの加入をいただいているところです。農業経営収入保険につきましては、昨年度123件でしたが、今年度は143件、今年度末で170件ほどの加入を見込んでいるところです。

引き続き、農業保険による保障の充実に努め、県としても取組を推進していくと考えているところです。

○太田委員 保険の加入をされていない方がたくさんいらっしゃって、その中で本当にもうこのままでは農業を続けていくのが厳しいというお声もたくさん聞かせていただきました。

昨日、小林照代議員が本会議で質問したのですが、奈良県のカロリーベースの自給率が低いということで、これを何とか引き上げたいというのが私たちの思いです。米1俵当たりのコストが大体1万4,000円～1万5,000円かかるけれども、実際の買取り価格は1万1,000円程度ということで、今の米の生産状況は、奈良県は兼業農家がたくさんいらっしゃるということであると思うのですが、作れば作るほど赤字になるという構造で、そこから何とか脱却できるような方法を、ぜひ県としても進めていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

続きまして、先ほども質問があったのですが、奈良県エネルギービジョンについて質問させていただきます。

今、本当に気候危機と呼ぶべき非常事態が起こっており、既に世界各地で異常な豪雨や台風、猛暑や森林火災、干ばつ、海面上昇などが大問題となっております。国連でも、1.5℃特別報告書で、2030年までに大気中への温室効果ガスの排出を2010年度比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できないと、世界の気温上昇が産業革命前から1.5度までに抑えることができない。これがさらに上がっていくと、本当に後戻りできないような状況になると報告を受けているところです。こうした中で、様々な取組がご提案されているのですが、2点質問させていただきます。

化石燃料費、電気代として県外や国外に流出しているお金が、再エネ、省エネで削減できるということを、皆さんにこうしたエネルギービジョンに参画していただくという点で、次期エネルギービジョンの中で盛り込んでいくことが必要ではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○大東環境政策課長 木質バイオマスや水力など、地域資源を有効に活用し、地域で生み出すエネルギーを地域に還元し、地域住民と共生できる取組を推進していくことが重要と考えております。そのため、次期奈良県エネルギービジョンでは、新エネルギーによる地域振興の取組を進めてまいります。具体的には、大和平野中央スーパーシティ構想の中で、地域の脱炭素化と地域の再生可能エネルギーの地産地消により、地域活性化に持続的に寄与する地域電力公社、シュタットベルケ構想を検討してまいります。

○太田委員 もう一つ、部門別エネルギーの消費割合が、このビジョンの中でも示されているところです。全国では47.6%に対して奈良県では15.4%と相対的に見たら産業部門の占める割合は少し小さいわけですが、ただ、この部門において、省エネを進めていくことが今大きく求められているところだと思うのです。その点での支援策も必要だと考えますが、その点でのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○大東環境政策課長 本県におけるエネルギー消費の割合では、50%程度がいわゆる産業活動によるものです。このことから、事業所等における省エネ対策は重要であると認識しています。次期奈良県エネルギービジョンにおきましても、エネルギーを効率的に利用する産業活動等の定着を図り、熱利用などエネルギーの有効的な利用を推進してまいります。具体的には、県内事業所への再生可能エネルギーの導入につきまして、平成27年度より地域エネルギー資源活用アドバイザーを事業所に派遣して、指導、アドバイスを実施

しております。また、平成25年度からは、福祉施設や製造工場など県内の事業所に対して、省エネ性能の高い整備への改修費用に対する補助、それから太陽熱利用設備や電気だけでなく、熱も併せて利用できるコージェネレーションシステムの導入に対する補助などの支援を行っているところです。

○太田委員 気候危機に対応する社会をつくるということは、奈良県のポテンシャルを發揮させて、よりよい暮らしと経済をつくっていく道になると私も思っております。その点では、先ほどもご提案させていただいた以外にも、例えば住宅の断熱化、また光熱費を削減することで生活を本当により豊かにしていく。また、公営住宅の断熱化の促進や、民間住宅の断熱化や、省エネに向けた改善の支援の強化、あるいは大規模のソーラーやメガソーラーではない、屋根上の太陽光発電の設置については、やはり大いに進めていただきたいと思います。併せて、林業の推進なども様々な課題を、ぜひ有機的に結びつけながらこの取組を進めていただきたいと思います。

それと、この地球温暖化の問題は、今、私たちが排出しているCO₂などで気温が上昇する結果として、次世代に大きな形でしわ寄せがいくようなことにもなりかねないと思いますので、若者の中でこういった政策の立案過程に参加できるような体制づくりをして、大いにそういった形で巻き込んでいただきたいと思っております。それは要望しておきます。

続きまして、奈良県中央卸売市場再整備の基本方針についてです。先日、視察も行かせていただきまして、1点お伺いしたいのですが、賑わいエリアについてですが、ここではフードホールや子ども広場とか様々なイメージのご説明をいただいたところですが、その中でも宿泊施設について、どれぐらいの客室数なのか、あるいはどういった方をターゲットにしているのか、価格帯や、どのような利用を想定して造ろうとしているのかということについてお伺いしたいと思います。

○伊藤中央卸売市場再整備推進室長 奈良県中央卸売市場の宿泊施設の件ですが、利用は主としてビジネスユースと観光のユースを想定しております。これは令和元年9月策定の奈良県中央卸売市場再整備基本計画に記載しているところですが、ビジネスユースについては、卸売市場に近接する昭和工業団地のビジネス客の利用を見込んでおります。特に、卸売市場での商談は、早朝がかなり多いということもあり、過去から宿泊施設を整備する検討の過程で、事業者からの要望もあったところです。にぎわいの面では、今般の基本方針にも記載しているのですが、華やかでにぎわいのある複合拠点をつくるということで、

隣接している京奈和自転車道を利用するサイクリスト、それから近隣の法隆寺等の観光資源を訪問する観光客なども想定しております。また、スイムピア奈良について、今はコロナ禍でなかなかですが、一昨年では年間約40団体が合宿に来ていますので、そういった宿泊利用についても受入れができると考えております。

あと、客室数などについてですが、基本計画では、まず客室が約200室と想定しております。価格帯につきましては、こちらに誘致する民間事業者が考えるところではあるのですが、近隣で参考までに申しますと、7,000円から1万円ぐらいとなっております。

○太田委員 アクセスの問題や、どういった方をターゲットにするかという点で、宿泊の見込みについてはいろいろ心配の声もお聞きしていますので、その点私たちも注視しておきたいと思います。

最後に、通告していなかったのですが、先ほど請願の件で池田委員からも質問があったのですが、林地開発許可の申請で、防災調整池の規模の設計をする上で数値に誤りがあって、調査しているということで、現段階も調査中だということですが、この答弁をお聞きしたのが6月下旬ぐらいだったかと思うので、半年ぐらいになるかと思うのです。先ほどのご答弁の中では、まだ見通しについて明確になされなかったのですが、それぐらい期間のかかるものなのか、それとも何か理由があるのか、その点もう一回お聞かせいただけますでしょうか。

○松田森と人の共生推進課長 申請時に誤りがあった、下流水路の勾配について調査をしているところですが、調査する箇所も二十数か所ございまして、単に勾配というだけではなく、水路の幅や深さ、それから水路の素材、流れ方の指標である粗度係数なども調査した上での最終的な調査結果になると考えております。事業者につきましては、かなり慎重に調査をかけており、コンサルタントにも2社発注しているとは聞いていますし、そういうところで時間がかかっていると理解しております。

○太田委員 先ほどの答弁の中では、まだいつになるか分からないということだったのですけれども、慎重に審査をしていただく必要はあるかと思うのですが、これが例えば2年も3年もかかるというようなことも、今のお話の中ではあり得ると受け止めてしまうのです。期限を区切るなど、何かどこかでけじめをつけるということが必要ではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○松田森と人の共生推進課長 太田委員おっしゃるとおり、2年、3年というのは県としても想定していませんので、しかるべき時期までに提出するように業者に指導しております。

す。ただ、今、現場は停止している状況ですが、9月1日から開始した応急防災工事については、大半の工事が完了していることも確認していますし、それに引き続いて、調整能力についての検討実施につきましても業者には指導しているところでして、現場の安全確保については厳格に指導していきたいと考えているところです。

○太田委員 2年、3年かかるものではないということですので、もうそろそろ本当に期限を切って、地元の方もあれがどういう形で行われたのかについて、かなり関心を持っていらっしやいますし、現在どういう状況にあるのかとか、説明できる範囲で地元の方にお話をさせていただくのがいいと思います。

それから、現在、沈砂池が造られていますけれども、地元の方が求められているのは、あくまでも防災調整池です。沈砂池であれば、そこを超えてしまうと、どんどん上から雨水が流れて出てくるということにもなりますので、ぜひその点は地元の皆さんの意向も酌んだ上で、早急に調査も工事も行っていたきたいと思います。

○佐藤副委員長 時間も押していますので、簡潔明瞭にお聞きしたいと思います。

まず、報告いただきました奈良県中央卸売市場再整備の基本方針の概要について、説明を受けて気になるところは、相当築年数がたっていて、昭和52年、1970年代ということになります。これから基本方針、そして基本協定が結ばれるという形で進んでいくと説明を受けていますが、その前に、この年代ですとアスベストを相当含有された建材を使っている可能性が非常に高いと考えており、アスベストの含有の調査、全棟調査について、把握されている分をお答えいただけないでしょうか。

○伊藤中央卸売市場再整備推進室長 奈良県中央卸売市場のアスベストの状況ですが、実は平成17年8月、一旦吹付材の有無を中心に調査をしまして、その際に排水機場という佐保川にポンプアップして水を流す施設で吹付剤の使用が確認されましたので、平成20年3月、対策工事でこれを除去しております。その後、平成23年にこれは県の他施設で飛散の可能性のあるアスベストを含有する建材が確認されたことを受け、再度調査しております。その際に、関連商品売場棟で基準値を超えるアスベストを含有する吹付材の使用が確認されており、これは調査の結果、性状がかなり安定しており、大気濃度測定もして通常の大気と同程度ということですので、飛散の可能性も極めて低いと判断し、定期的に観察して、当面のところ問題がないということで、解体時に対策を行うこととしております。

○佐藤副委員長 アスベストが含まれているということは以前から確認されているという

ことですが、これは封じ込めや除去など、様々な方法があるかと思いますが、今回完全にこれを除却するということになると、第一に、市場機能を維持しながら除却していく。そして建て増ししていくまでの解体で、特に食を扱っていますので、まずはアスベストの調査を、何にどれぐらい使われているのか、種類は何か、こういったところを組まないといけない。費用的なところ、あと工程といったものが完全に覆りかねない状況だと思って質問させていただいているのですが、では、反対に全棟調査の費用について、いつ予算は組まれているのか、またサンプリング開始の予定時期というものを改めて確認させていただけないでしょうか。

○伊藤中央卸売市場再整備推進室長 佐藤副委員長ご指摘のとおり、アスベストについては厳重な対策、そういった施工を求められるというのは十分認識しております。市場については、もちろん全て解体しながらやっていきますので、来年度、解体を前提として、市場には全施設で42棟あるのですが、吹付材だけではなくて保温材、耐火被覆材、外壁等についても調査分析をして、施工などの部分や、工事概算費の算定を行うことを計画しており、現在、来年度当初の予算要求をしております。要求額は約1,000万円程度となっております。

○佐藤副委員長 はっきり言って遅い。すぐにでも予算を組んで、まずサンプリングをして、その上で市場の事業者と話をして協定を結ばないと、今後のスケジュール予定として、12月に基本方針公表、そして市場事業者との基本協定締結とありますが、内容によっては締結している内容が行えない状況も想定されますので、まず何らかの措置をもって、予備費でも使って、すぐさま調査を開始してプランの中に盛り込んでいかないと、現場が混乱すると考えているのですが、調査を前倒しでされるという検討をしていただけないでしょうか。

○伊藤中央卸売市場再整備推進室長 現在、我々としては来年の4月以降、予算が承認されれば、早急に調査の分析を執行したいと考えております。

○佐藤副委員長 私はこう申し上げていますのも、実はアスベスト作業主任者の資格を持っていますし、現場代理人として公的大規模施設の工事を請け負ったこともございます。そのときに、やはりやり方によっては費用が途方もなくかかる工法もあるのです。また、状況によって利用される方がいるというだけでもこれまた費用が莫大にかかってきます。当然工期も一緒くたにはいきませんから、ぶつ切り工程になっていきますので、今まで出てきた計画がほぼほぼ白紙撤回になる可能性が非常に高いです。市場の関係の方々と話が

ついたとしても、今はっきりと含有物があると分かっているのですから、これに対して手を加えていく必要があると私どもは考えています。本件については、この場では結論出ないかもしれませんが、引き続き、担当部署、知事にも話をさせていただきたいと思います。今はかなりまずい状況にあるということだけお伝えさせていただきたいと思います。

次に、第4次奈良県エネルギービジョンの中で、緊急時のエネルギー対策の推進とあるのですが、以前、木質バイオマス発電所を見させていただいたときに、仮に、送電網が何らかの影響、もしくは発電施設に何か問題があったときに、バイオマス発電所だけで発電が可能かどうか、確認させていただいております。そのときにバイオマス発電所といっても、やはり電力会社から100ボルトを受けないと、まず施設が回らない。先ほどの答弁にもあったかと思いますが、地域に還元し、最大限有効に活用するという話があるのですが、災害時においてバイオマス発電所が発電できないとか、また小水力の発電所に対して、充電設備などを設けて、EVの充電器を設けるとか、そういった災害時対策を考えないと、もし南海トラフなどで沿岸部がやられたときに送電されない。特に南部の送電網に関しては、電圧降下による出力が足りないということで、送れない可能性が非常に高いです。となれば、局地的ではあるけれども、発電できる設備があるところについては何らかの措置をして、第4次エネルギービジョンに書いておられるように、緊急時のエネルギー対策の推進に当たるべきかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○大東環境政策課長 緊急時の非常用電源の仕組みについてですが、災害により大規模停電が発生した際の避難所における非常用電源の確保は、避難された県民の皆様の生活に必要な不可欠なものです。平成25年度の第1次エネルギービジョン策定時より継続して、緊急時のエネルギー対策の推進を、施策の柱の一つとして進めているところです。現在策定中の、第4次エネルギービジョンにおきましても、再生可能エネルギー等を活用した緊急時のエネルギー対策や家庭、事業所等の分散型エネルギーの導入促進などの対策の取組を進めてまいります。

再生可能エネルギーを活用した緊急時の非常用電源としましては、現在、大淀町にあるメガソーラー発電所の設置者の近畿日本鉄道と県、大淀町の3者が平成25年度に災害時に活用できる電力供給システムの協定を締結して、大規模停電発生時にはメガソーラー発電所で発電した電気をEV車に充電し、大淀町の避難所に電力を供給する仕組みを構築している事例もございます。佐藤副委員長お述べのとおり、再生可能エネルギーを緊急時非常用電源として活用することにつきましては、重要であると考えております。小水力、バ

イオマス発電を活用した緊急時のエネルギー対策につきましても、第4次エネルギービジョンに組み込むことを検討してまいりたいと考えます。

○佐藤副委員長 ぜひお願いいたします。

最後に、答えるのは難しいかと思うのですが、インボイス制度について、令和5年10月から導入されると聞き及んでいるのですが、過去2回、延期になっているのです。制度上、猶予措置であるとか、今の税制上、1,000万円以下の売上げのところは消費税支払い義務がないとか、アクセルとブレーキを同時に踏むような状況になると思います。これに対して今はコロナ禍で、経済が非常にダメージを受けているときに、これが盛り込まれるようなことになると、小規模事業者が多いこの奈良県においては相当な後退というか、混乱が生じる可能性が非常に高いと危惧しております。企業にとって消費税は税の中では一番多いのです。これを払う、払わない、というような話にもなってしまいますし、起業して2年間の猶予といった部分もありまして、果たしてその時期にふだんと変わらない起業件数を確保できるのかといったところも課題になってくるかと思えます。過去2回延期されているということで、景気対策的などころについての検討は、過去にされていたのでしょうか。また、令和5年10月に向けて、経済対策として本委員会所管分で対応を考えられていることがございましたら、ご意見をいただきたいと思えます。

○福留産業政策課長 令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度についてですが、本年10月からインボイスを発行する事業者の登録申請が始まっております。各税務署におきまして、現在受付審査がされているところです。この制度につきましては、国税庁において消費税軽減税率インボイス制度電話相談センターで相談を受けたり、あるいはオンライン説明会を開催しています。それと、インボイス制度特設サイトを開設しまして、インボイス制度の解説、あるいは先ほどの電話相談センターでよくある問合せを取りまとめて掲載される等、積極的な情報提供が行われているところです。

また、県におきましても、県税である個人事業税の定時課税の際に同封するチラシや税務課がホームページでインボイス制度を周知しているほか、県内の各商工会議所など支援機関においても窓口でインボイス制度に関する様々な相談に対応したり、あるいはセミナー、会報誌によって制度案内、新聞広告等いろいろな形で周知が行われているところです。

今までの対策や今後のことについてですが、県としては、インボイス制度の円滑な運用に当たって、事業者の実情に応じた対応を行っていくということが重要であると考えてお

り、まず事業者の皆様方にインボイス制度について十分ご理解いただけるよう一層制度の周知が必要と考えているところです。

なお、国では、今回、令和3年度の国補正予算の中で、持続化補助金であったり、あるいはIT導入補助金においてインボイス制度に対応するための会計システムの導入など行う事業者に対して、補助制度が予定されているところでして、この補正予算も確定次第、周知に努めてまいりたいと考えているところです。引き続き、税務課や関係機関とも連携を図り、制度の周知、あるいは支援制度について積極的に情報提供するなど小規模事業者に寄り添いながらきめ細かい対応をしていきたいと考えているところです。

○佐藤副委員長 今いただいた回答で、来月、国の省庁を巡ってきたいと思います。今後経済対策は奈良県において必要だと思っておりますし、本件については2月に質問も予定していますので、そちらでも引き続き検討させていただきたいと思っております。ご答弁ありがとうございました。

○小泉委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてですけれども、本会議で討論される場合は、委員長報告に意見を記載しないこととなっております。

まず、議第105号中、当委員会所管分について、日本共産党は反対討論されますか。

○太田委員 今回はいたしません。

○小泉委員長 では、委員長報告に反対意見を記載することといたします。

次に、請願第8号についてです。

太田委員は賛成討論されますか。

○太田委員 させていただきたいと思っております。

○小泉委員長 請願への反対討論はしないですか。

太田委員は、賛成討論をするということですので、よろしく申し上げます。

次に、委員長報告についてですけれども、正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもって本日の会議を終わります。